

「仲裁の日」記念行事セミナー  
-シンガポール国際商事調停条約-

ご講演：Edwin Tong 氏（シンガポール法務省副大臣）\*同時通訳付

当協会は、2018年11月20日、日本初の国際調停用常設施設を備えた調停専門機関「京都国際調停センター」(Japan International Mediation Center in Kyoto。略称 JIMC-Kyoto。以下「京都センター」)を開所させました。京都センターの設立は、日本における国際調停のソフト・ハードインフラを整備・充実させ、国際標準の調停を日本で行えるようにする画期的なプロジェクトです。調停は、今、世界的に脚光を浴びており、アジア諸国でも、最近、調停を推し進める動きが活発です。このような世界の潮流の中、2019年8月に、シンガポール国際商事調停条約の調印式が行われ、2020年春には発効する予定です。調停の結果得られた和解合意に執行力を付与することを目的としており、京都センター開所後の日本として、同条約への加盟が検討課題となります。

そこで、同条約を積極的に推進してきたシンガポールの法務省副大臣 Edwin Tong 氏より、国際商事調停条約の内容、制定・発効に至った背景、経緯、各国の反応と対応、そしてその具体的な将来の展望の他、国際調停の活性化のための様々な世界の動きにつきお話を頂きます。奮ってご参加下さい。

- とき 2019年3月11日(月) 18:00~19:30 (17:40より受付開始)
- ところ 弁護士会館17階1701会議室(東京会場)  
[http://www.nichibenren.or.jp/jfba\\_info/organization/map.html](http://www.nichibenren.or.jp/jfba_info/organization/map.html) (参照)  
大阪弁護士会11階1109会議室(大阪会場)(TV中継)  
<http://www.osakaben.or.jp/06-access/> (参照)  
愛知県弁護士会地下1階協同組合会議室(愛知会場)(TV中継)  
<https://www.aiben.jp/access/> (参照)
- 参加料 無料
- 後援 日本弁護士連合会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会  
大阪弁護士会、愛知県弁護士会、一般社団法人日本商事仲裁協会  
法務省

セミナー終了後、以下の要領で懇親会を開催いたします(東京会場のみ)。是非ともご参加下さい。

- とき 2019年3月11日(月) 20:00~22:00
- ところ 日比谷パレス(セミナー会場から徒歩1分)  
<https://hibiyapalace.co.jp/access/?bcd=>
- 会費 7,500円(立食形式・フリードリンク)(お釣のないようにお支払いいただけますと幸いです。)  
(セミナーにも参加される方はセミナーの受付時に会費をお支払いいただけます。)

当日キャンセルの場合、会費を全額お支払いいただくこととなりますのでご了承ください。

□お申込み・お問い合わせ先

公益社団法人日本仲裁人協会 〒100-0013 千代田区霞ヶ関1-1-3

公益社団法人日本仲裁人協会事務局(事務取扱：日本弁護士連合会 業務部業務第二課 饒平名(のひな))

Tel (03)3580-9870 Fax (03)3580-9899 E-mail: [Info@arbitrators.jp](mailto:Info@arbitrators.jp)

\*当協会の活動はHP(<http://arbitrators.jp/>)に掲載しておりますので是非ご覧下さい。また、当協会への入会は随時受け付けております。入会方法は上記HPに記載しておりますのでご参照下さい。

参加申込書

※申込者多数の場合は先着順とし、東京会場は150名、大阪会場は30名、愛知県弁護士会は15名を越えた時点で申込みを締め切ります。締切の通知はJAAのHPにて行います。

申込先：公益社団法人日本仲裁人協会 行 FAX：03-3580-9899

2019年 月 日

所属(役職)	参加者名

参加会場(いずれかに○をして下さい)： 東京 ・ 大阪 ・ 愛知

東京会場参加の方は懇親会への参加(いずれかに○をして下さい)： 参加 ・ 不参加

日本仲裁人協会の会員であるか(いずれかに○をして下さい)： 会員 ・ 非会員

TEL: \_\_\_\_\_ FAX: \_\_\_\_\_ E-mail: \_\_\_\_\_

\*ご記入いただいた内容は、当日の参加者名簿に掲載するほか、公益社団法人日本仲裁人協会からの各種連絡・情報提供以外の目的には利用しません。